

著作権法61条2項の推定覆滅が問題となった事例 (ヤマシロン事件)

大阪地裁令和8年1月20日判決・令和5年(ワ)第9267号

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 山崎 道雄

第1 はじめに

キャラクター・コンテンツをめぐるビジネスにおいては、制作された著作物が広告・広報、グッズ展開、映像化等に多面的に利用されることが予定されるのが通常である。そのため、キャラクター・コンテンツの制作が外部発のものとなるコンテンツ調達型の場合は、契約において著作権の帰属に関する条項をいかに定めるかが極めて重要な問題となる。

とりわけ、著作権法61条2項により、同法27条（翻案権）及び28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）を含めて著作権を譲渡する場合には、「特掲」が必要とされ、これを欠くときは、これらの権利は譲渡人に留保されたものと推定される。この規律の下では、契約書において単に「著作権等一切の権利を譲渡する」旨が抽象的に記載されているだけでは特掲されていないとされ、この場合、当該条項の文言のほか、契約締結に至る経緯、契約後の利用実態、当事者の認識・行動等の諸事情を総合考慮して、同項の推定が覆滅されるか否かが問題となる。

この点、著作権法61条2項の推定覆滅が問題となった先例として、いわゆる「ひこにゃん事件」（大阪高裁平成23年3月31日決定・平成23年(ラ)第56号）が知られている。同事件では、「特掲」がないとされつつも、仕様書における「立体使用の予定」の記載等を根拠として、立体使用に係る翻案権の譲渡が認められ、同項の推定が覆滅された。

これに対し、本判決（ヤマシロン事件）は、ひこにゃん事件と同様に、企業等の記念事業におけるキャラクター制作をめぐる事案であるという共通点を有しながら、著作権法27条及び28条の権利について原告への留保を認め、同法61条2項の推定覆滅を否定した点で注目される。

本稿は、ひこにゃん事件との比較検討を通じて、本判決の意義及びキャラクター・コンテンツビジネスにおける権利処理の実務に対する示唆を明らかにすることを目的とする。

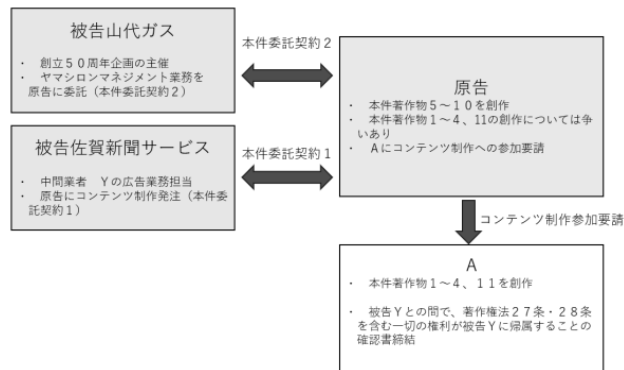
第2 本件ヤマシロン事件の事案

1 概要

本件は、企業の記念事業として制作されたヒーローキャラクターに関する著作権及び著作者人格権の帰属が争われた事案である。

本件の取引構造は、いわゆるコンテンツ調達型ビジネスに位置付けられる。すなわち、利用主体が外部にコンテンツ制作を委託したというもので、より具体的には、広告代理店の役割を担う被告佐賀新聞サービスが企画を立案し、これを最終的な利用主体である被告山代ガスに提案し、原告がキャラクターの制作を受託するという構造であって、制作されたキャラクターは、当初から広告・広報のみならず、グッズ制作、イベント展開、映像化等の多面的利用が予定されていた。

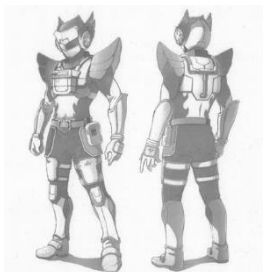
そして、キャラクターの制作を担当した制作者である原告と、当該キャラクターを広告・広報及び各種商品展開に利用した企業である被告らとの間で、著作権、とりわけ著作権法27条（翻案権）及び28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の帰属並びに著作者人格権の行使の可否が問題となった。



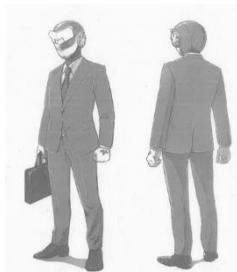
2 本件著作物

本件において対象となる著作物は、ヒーローキャラクターのイラスト（本件著作物1ないし10）及び当該イラストを基に制作された立体ヒーロースーツ（本件著作物11）である。

【著作物1】



【著作物6】



【著作物9】



【著作物11】



3 取引経過

本件の経過の概要は、概ね以下のとおりである。

平成29年、被告佐賀新聞サービスは、被告山代ガスの50周年記念事業としてヒーローキャラ